

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年11月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 106 号

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号中「官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書（写真の）」を「前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書その他これらに類する書類（本人の写真が）」に改め、同条第 2 項第 1 号を次のように改める。

（1）共済組合、健康保険、国民健康保険又は船員保険に係る資格確認書（以下「各種健康保険資格確認書」という。）

第 1 号様式中「各種健康保険被保険者証」を「各種健康保険資格確認書」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 6 年12月 2 日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市印鑑条例施行細則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている印鑑登録申請書は、この規則による改正後の名古屋市印鑑条例施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 改正前規則第4条第2項第1号に掲げる書類でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、その効力を失う時又は施行日から起算して1年を経過した時のいずれか早い時までの間に限り、改正後規則第4条第2項第1号に掲げる書類とみなす。